

仕事の窓の4

運輸部

公共交通事故被害者等支援フォーラム

～「公共交通事故被害者等支援」の取組～



フォーラム参加者

公共交通の事故被害者から事故の状況や事故原因に関する情報提供および心のケアなどの支援を国としても検討して欲しいと継続的な要請があり、それを受けて国土交通省では、平成24年4月に「公共交通事故被害者支援室」を設置しました。沖縄においては、沖縄総合事務局運輸部企画室が本業務を行っております。

事故が発生した場合の主な業務としては、公共交通の事故による被害者やそのご家族に対して、生活支援・経済支援・心身のケアなどの様々な相談窓口として対応し、関係機関などのご案内を中長期にわたり行っております。

平時においては、公共交通事業者に対して、被害者への情報提供窓口や相談受付体制などについて定めた「被害者等支援計画」の策定、被害者やご家族に寄り添った対応についての周知活動を行っております。

公共交通事故被害者支援室の体制

総合政策局・安心生活政策課

課長(室長)

企画官

課長補佐以下4名

計 支援室員 61名

本省において窓口を設置

鉄道局(4名)

自動車局(4名)

海事局(4名)

航空局(4名)

運輸安全委員会事務局(3名)

地方運輸局等(36名)

フォーラム概要

平成28年12月6日に沖縄総合事務局で公共交通事故被害者等支援フォーラムを開催しました。

本フォーラムでは、安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画策定の意識などを改めて認識していただくことを主旨とし、併せて安全対策や被害者支援についての国の取組を紹介しました。

当日は、明石歩道橋事故のご遺族であり、鉄道安全推進会議会長の下村誠治氏より「被害者の方から望むこと」というテーマで、被害者・遺族の心情や求めていることについてご講演いただきました。被害者を支援する立場か

公共交通事故被害者支援室の業務

【事故発生直後の対応】

事故が発生した直後から、被害者家族等からの相談・要望を伺い、主に、以下の対応をいたします。

- 被害者の安否情報を収集・整理し、被害者家族等に提供
- 被害者等のニーズに応じ、事業者等による避難場所・宿泊施設・交通手段の手配等をコーディネート
- 警察・消防等に被害者等のニーズを伝達 など

【中長期的対応】

事故発生後一定期間が経過した後においても、被害者等からの相談・要望を伺い、主に、以下の対応をいたします。

- 事故当事者である交通事業者に対する指導・助言
- 事故調査情報、規制の見直しに関する情報の提供
- 生活相談、「心のケア」に関する相談を受け、関係機関を紹介 など

【平時における対応】

- 国土交通省職員を事故被害者等「支援員」として登録し、被害者等に配慮した接し方等に関する教育訓練を実施
- 関係機関との緊密なネットワークの構築
(警察、消防、医療機関、地方公共団体、日本赤十字社、被害者団体、「心のケア」専門家、犯罪被害者支援関係NPO等)
- 交通事業者による被害者等支援計画の策定促進

らには、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターの安里優氏に支援することの大切さ、難しさなどについてご講演いただきました。

フォーラムには航空・旅客船・モノレール・乗合バス・貸切バス・タクシーの関係者などから参加があり、受講者は講演内容に真剣に耳を傾けている様子でした。

県内で「被害者等支援計画」を策定している事業者は航空会社2社となっておりますが、参加した公共交通事業者から被害者等支援計画の重要性について認識して頂くことができました。

今後も沖縄総合事務局では、少しでも多くの公共交通事業者に被害者等支援計画を策定してもらえるように呼び掛けていきます。